

## 登録及び登録料に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、定款第55条の規定に基づき、公益財団法人日本バレーボール協会（略称JVA。以下「この法人」という。）の事業に賛同した個人及び団体が、この法人に登録するに際して必要な事項を定め、この法人の目的事業を安定的かつ継続的に実施すること及び財政基盤の確立を図り、もってバレーボールの普及・振興、とりわけ競技会においては選手に技能向上の機会を提供するとともに競技会の公正及び質の維持・向上に寄与することを目的とする。

(呼称)

**第2条** この規程により定める登録に関する制度を、JVAメンバー制度と称する。

(登録カテゴリー)

**第3条** この法人に登録できる個人又は団体は、次のいずれかに該当するものとし、登録カテゴリーは、次の各号による。

- (1) 選手カテゴリー
- (2) 指導者、審判員、判定員等資格保有者カテゴリー
- (3) 役員等カテゴリー
- (4) スタッフカテゴリー
- (5) 前4号以外の個人又は団体で、この法人の事業に賛同したもの又はこの法人が特に必要と認めたもの

(登録手続き)

**第4条** この法人に登録しようとする個人又は団体は、この法人所定の登録手続きを行い、第5条に定める登録料をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 この法人の登録は1事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）単位とする。

(登録料)

**第5条** この法人の一人あたりの年間登録料は、次の各号による。

- (1) 選手カテゴリー
  - ①実業団チーム所属選手・・・・・・・・・・1,200円
  - ②クラブチーム所属選手・・・・・・・・・・1,200円
  - ③大学チーム所属選手・・・・・・・・・・1,080円
  - ④高等専門学校チーム所属選手・・・・・・・・900円
  - ⑤高等学校チーム所属選手・・・・・・・・・・720円
  - ⑥中学校チーム所属選手・・・・・・・・・・300円
  - ⑦小学生チーム所属選手・・・・・・・・・・180円
  - ⑧ビーチバレー選手・・・・・・・・・・1,200円

S, A, Qクラスとも

|              |        |
|--------------|--------|
| O22 (22歳以上)  | 1,200円 |
| U21 (18-21歳) | 1,080円 |
| U17 (15-17歳) | 720円   |
| U14 (14歳以下)  | 300円   |

⑨ヤングクラブチーム所属選手

該当者の年齢により③～⑦、⑫に該当する額

⑩ソフトバレーチーム所属選手 . . . . . 600円

⑪ U14

U14 (12-14歳) . . . . . 300円

U11 (11歳以下) . . . . . 180円

⑫前記以外の一般チーム所属選手 . . . . . 1,200円

(2) 指導者、審判員、判定員等資格保有者カテゴリー

①FIVB公認コーチ . . . . . 2,000円

②公認講師 . . . . . 2,000円

③マスターコーチ (上級) . . . . . 2,000円

④上級コーチ . . . . . 2,000円

⑤コーチ . . . . . 2,000円

⑥上級指導員 . . . . . 600円

⑦指導員 . . . . . 600円

⑧ソフトバレー・名誉マスターリーダー . . . 2,000円

⑨ソフトバレー・マスターリーダー . . . . . 2,000円

⑩ソフトバレー・リーダー . . . . . 300円

⑪名誉審判員 . . . . . 2,000円

⑫国際・国際候補審判員 . . . . . 2,000円

⑬レフェリーインストラクター . . . . . 2,000円

⑭A・AC級公認審判員 . . . . . 2,000円

⑮B・C級公認審判員 . . . . . 600円

⑯技術統計判定指導員 . . . . . 2,000円

⑰技術統計上級判定員 . . . . . 2,000円

⑱技術統計判定員 . . . . . 2,000円

(3) 役員等カテゴリー

①評議員・理事・監事 . . . . . 1,000円

②委員 (各事業本部所属) . . . . . 1,000円

(4) スタッフカテゴリー

該当者の年齢により上記(1)③～⑦、⑫に該当する額

(5) 第3条第5号に定めるもの・・・・・・・・・・1,200円

- 2 登録料は1事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)単位とする。
- 3 事業年度の途中で登録した場合の登録料についても第1項と同様とする。

※但し、登録料は最高額制のため、合算とはならない。

(登録料の用途)

**第6条** 前条の登録料は、その50%以上80%以内を公益目的事業費に、他は登録システム運営費及び管理費等に使用するものとする。

(登録者の責務)

**第7条** この法人に登録した個人又は団体は、この法人の定款その他の規則を順守し、競技においては競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつフェアプレーの精神に基づいて行動し、バレーボールの普及・発展に努めなければならない。

(登録者の権利)

**第8条** この法人に登録した個人又は団体は、この法人及びこの法人の加盟団体が開催する競技会、研修会、講習会等に優先的に参加することができる。

(登録の抹消)

**第9条** この法人に登録した個人又は団体は、この法人所定の登録抹消手続きを行うことにより、任意に登録を抹消することができる。

- 2 前項の場合、登録した個人又は団体が納入した登録料については、これを返還しない。

(理事会への報告)

**第10条** 代表理事は、理事会に登録等の状況を報告しなければならない。

(補則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、登録に関する細則は理事会の決議により別に定める。

(附則)

1. この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日(2011年2月1日)から施行する。
2. この規程は、2016年9月13日から施行する。
3. この規程は、2019年4月23日から施行する。